

鳥取県公立高等学校学び直し支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）

第4条の規定に基づき、鳥取県公立高等学校学び直し支援金（以下「本支援金」という。）の交付について、規則に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本支援金は、高等学校等を中途退学した者が、県立高等学校に再入学又は編入学して学び直す

ときに、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）

第3条に規定する高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給期間の経過後も授業料相当額の支援を行うことにより、教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として交付する。

(支援金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、次条の要件を満たす者に対し、予算の範囲内で本支援金を交付する。

(支給要件)

第4条 本支援金は次の各号の全てに該当する者に支給する。

- (1) 日本国に住所を有する者
- (2) 法第2条に規定する高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業又は修了していない者
- (3) 法第3条第2項第2号に該当する者
- (4) 平成26年4月1日以降に県立高等学校に入学した者（就学支援金に係る新制度の対象者であった者（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正後の法第5条に規定する就学支援金の受給権者であった者又は同法第3条第2項第3号に該当することにより就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者（同号に該当することを予測し、就学支援金の受給資格の認定を申請しなかった者を含む。）をいう。）に限る。）
- (5) 法第2条に規定する高等学校等を退学したことのある者
- (6) 学び直し支援金の支給を通算して24月以上受けていない者
- (7) 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（法第3条第2項第3号に該当しない者）

2 前項第3号の規定は、法第3条第2項第2号に該当しない者であって、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号。以下「省令」という。）第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超える者については適用しない。

(支援金の額)

第5条 本支援金の額は、支給対象者について法第3条第2項第2号の規定の適用がないとしたならば、法第5条第1項、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）第3条（第5号を除く。）並びに省令第5条第1項及び第2項の規定により算定される額に相当する額とする。

(受給資格の認定)

第6条 生徒は、本支援金の支給を受けようとするときは、別に定めるところにより、鳥取県教育委員会教育長に対し、その在学する高等学校等における就学について、本支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

(代理受領等)

第7条 鳥取県教育委員会は、前条の認定を受けた者に代わって本支援金を受領し、その有する当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年3月30日から施行し、平成26年度から適用する。